

Title	人間拡張の時代における人間及びポストヒューマンの権利保護
Sub Title	La protection des droits de l'humain et du posthumain à l'ère de l'Homme augmenté
Author	Caire, Anne-Blandine(Yamamoto, Hajime) 山元, 一(Higuchi, Izuki) 樋口, 惟月
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2023
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.96, No.6 (2023. 6) ,p.33- 49
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	フランス語圏におけるポストヒューマニズムをめぐる法の最新動向資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20230628-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

フランス語圏におけるポストヒューマニズムをめぐる法の最新動向

人間拡張の時代における人間及びポストヒューマンの権利保護

アンヌ・ロブランディヌ・ケール

山元 一

樋口 惟月 / 訳

人間拡張の時代における人間及びポストヒューマンの権利保護に関心を寄せることは、その前提としてある程度その語義を明確にすることを要求する。すなわち、ポストヒューマンと人間拡張、またそれだけでなく、この検討全体の根底にあるトランスヒューマニズムについてどのように考えるべきだろうか。

拡張された人間とは科学技術によって改変された人間である。つまり、ナノテクノロジーや生物工学、情報科学、認知科学といった所謂「NBIC」⁽¹⁾の技術的収束のおかげで、人工器具の助けを借りた人間、改良された人間、交雑

された人間のことを指す。「拡張」という言葉にどのような意味を与えるかについての躊躇いは多々あり——我々は拡張が量的概念か質的概念かを断言することは出来ず⁽²⁾——、またその意味はしばしば価値判断によって決められてしまうものである。このようにして、一般的に科学技術至上主義者 [es technophètes]、つまりしばしばトランス

ヒューマニストとひとまとめに理解されている、科学技術によって人間の再構成を目指すべきだと伝道する者は、人間の有限性を墨守する者とも言うべき生物保守主義者と対立している⁽³⁾。

このような状況下では、支配的な傾向は、現在我々が考
 えるところの人間と、Villiers de Lisle-Adam の『未来の
 イヴ』⁽⁴⁾のような修正や交雑、人造人間の作成の結果として
 生じ、おそらく最早人間とは呼び得ないような新たな存在
 であるところのポストヒューマンとを区別している。トラ
 ンスヒューマンというものが、一方から他方へと移行する
 際に通過する二つの段階の中間地点に位置することをここ
 で明らかにしておこう。Maxime Derian が強調するよう
 に、⁽⁵⁾トランスヒューマンは紛れもなく「新たな存在形態
 の先駆け」であり、すなわち「不死の肉体に宿る人間の精
 神」と定義されるポストヒューマンである。

ポストヒューマンとは法的テーマだろうか？ 哲学的観
 点からすると主要な問題提起の一つは、我々と身体の関係
 におけるアイデンティティの変化に関するものであり、法
 的観点からすると問題となるのは拡張が個人の諸権利に
 とって好ましいか否かということである。言い換えると、
 人類の拡張によるリスクから個人の諸権利を保護するか、
 あるいは人類の拡張のおかげでそれらが拡大するに至るか、
 という問いである。これに明確な答えはない。一方では、
 はっきりとしたイデオロギーの対立が考察を複雑なものとし
 ている。他方で、この分野には未来に開かれている部分

がある。人間拡張はすでに現実のものとなつていると言え
 ど、ポストヒューマンは未確定のものである。したがって、
 この問題を解き明かすために、人間拡張の時代における
 (I) 人間の権利の保護について、それから (II) ポスト
 ヒューマンの権利の保護について取り組むこととする。

I. 人間拡張の時代における人間の権利の保護

人間拡張が特定の個人の機能を向上させたり、或いは失
 われた能力を回復させる場合があるが、それだけでなく拡
 張は種全体に関わる可能性もある。この二つ目の場合にお
 いて、これは実際には優生学上の問題である。科学技術が
 世界を支配し、トランスヒューマニズムが勢いを増し、そ
 して「バイオハッキング」とも呼ばれる「バイオDIY」
 が一部の人々にとっての謂わば日曜大工的な趣味となつて
 以来、⁽⁶⁾これら二つの想定はまさに現実のものとなつている。
 したがって、(A) 個人単位の拡張と (B) 種そのものの
 拡張における人間の権利保護、双方に向き合う必要がある。

A. 人間の権利保護と個人単位の拡張

この分野では、実定法は疑念と実効性の間で揺れ動いて

いる。確かに実定法は、個人がその欲望を満たすことのできる手段が日々増加している中で、そのような個人が拡張に対して抱く欲望に直面しているため、相対的に曖昧なものになってしまったように見える(1)。しかし、現在認められている指針はないとはいえ、ほとんど度を越した拡張から人間の権利を保護するための法的武器となる多様な手段が、我々の手元にあることを忘れてはならないのである(2)。

1. 個人単位の人間拡張に関する実定法の不明確な態度
現状では、生命倫理モデルが存在しないがために、法が不安定な状態となってしまうている。人々は、実定法が個人の拡張を禁じている、あるいは正反対に、それが個人の拡張を奨励していると断言できることを望んでいる。しかしながら、これはいかようにも明言できないように思われる。個人の拡張に対するフランス法の立場は、曖昧とまでは言わないが、場当たり的なものである。一貫性を欠く印象がこの分野では支配的であり、これが世界的な生命倫理モデルの不在を反映している。なすべき選択が際立って困難であると言わざるを得ない。

法はすでに、現実に行われている合法的な一定の個人単

位での人間拡張に関しては、好意的な態度を見せている。人間拡張の中には医療技術の分野に属するものがあり、それらは再生拡張[*augmentations-reparations*]という人間拡張の特定の類型に他ならない。その目的は、疾病を抱えた、あるいは負傷した個人を、可能な限り元の状態に近い状態へと戻すことであり、これらは人間拡張を再生に応用した例である。それを禁じるとすれば、それは馬鹿げたこととなる。このような理由に基づいて、身体に対する侵害は、原則として身体の不可侵性を定める民法典二六一一条によって禁じられているが、治療目的の場合には医療行為として認められている。実際、同法典一六一三条は更なる余地を残しており、「当人のための医療上の必要性」あるいは「他者の治療上の利益」による人体の侵害を正当化している。さらに、「医療上の必要」と「治療上の利益」の差異を明らかにしなくてはならないのであり、前者は後者よりも広く理解され、本人に対して一層の可能性をもたらすものと解されている。

再生拡張はまさしく権利として認められているが、これは健康を保護する権利に由来しており、この健康を保護する権利は特に世界人権宣言二五条一項と経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約一二条によって定められて

いる。⁽⁷⁾この点に関して、人間の権利保障は、治療目的、症状緩和目的、或いは他者治療目的と分類され得る再生拡張を承認することで、達成されている。

そういうわけで、再生拡張を拡張の他の形態、すなわち変容拡張 [augmentations-transformations] から区別することこそが難点である。そもそも拡張の程度は、治療目的のものにおいてさえ、非常に多様なように思われる。拡張による結果は、ほとんど目に見えない場合もあれば、変容すると行ってもいいほどの場合もある。Edouard Kleinpeter によると、拡張という用語は、そもそも「グランドメューション的に捉える (devisager la construction d'une métrique)」⁽⁸⁾ことを可能にするものである。すなわち、用いられる技術がより侵襲性の強いものであればあるほど、拡張は一層明白になり、その個人はよりサイボーグへと近づくこととなる。Pierre-Yves Cusset は、普通ではない人間拡張の例として、侵襲性のニューロモデュレーションを引き合いに出して、それを「脳内に埋め込まれた電極を通して、頭蓋骨の内側から脳の働きを変える技術」全体と捉え、そしてとりわけ、大脳の深部への刺激のうち、彼が言うところの「振戦や筋固縮、痙縮、寡動、歩行障害」ばかりでなく「本態性振戦といった動作における神経

障害の治療にも役立ち得る」ものにも言及している。⁽⁹⁾したがって、人間拡張は、個人をまさに変容させることによって治療することがあり得る。変容と治療の違いの難しさは変態する権利を主張する一部の芸術家やパフォーマーらによって利用されている。とりわけ片足のダンサーである Victoria Modesta が思い浮かべられるだろう。二〇一九年の彼女のショーのタイトル「Crazy Horse, Show girl hionique」⁽¹⁰⁾を見るだけで、彼女がその義足を強調していることがわかる。

一部の再生方法が個人をサイボーグ化することに貢献しているという事実に加え、医療技術の治療ではない目的のために用いることは、再生と変容の境界性を曖昧にさせている。顎顔面外科から美容外科にまで及ぶ形成外科は、ある一つの方法を様々な仕方で利用する可能性があることを鮮明に示している。一方で、形成外科は事故や病気による奇形や損傷を修復する。それ故、これは復元を目的とするもの、つまり治療目的のものである。他方、形成外科は純粋な美容目的にもなり得るものであり、治療目的（心理学的あるいは精神医療目的）を目指す場合もあれば、ただ個人の好みで用いられる場合もある。生理的機能上の必要性がない一部の美容目的の処置は、現実の精神的な苦痛を軽

減させることを目指すが故に、なお治療的と言えるが、これに對して、その他のこうした処置は生理機能上の必要性も精神的な効果も欠いている。もはや治療とは言えないこのような処置は、ある人を修復することなく変容させるとは言え、認められているものである。美容整形は禁止されるどころか、公衆衛生法典L.六三二—一条からL.六三二—三条にあるように、特別に設けられた規定の対象とさえなっている。しかしながら、その規定は修復外科に関する規定とは異なっている。社会保障法典R.一六二—三二—二条は、修復外科に関する規定は、このような医療処置の費用を負担しないと定めている。同様の発想に基づいて、ある医薬品もまた、本来の治療的用法から離れ、例えばある人の認知能力の向上のために用いられることがある。ADHDの治療に用いられるリタリンをアメリカの多くの学生が集中力を高めるために服用している事例は、しばしば引用されている⁽¹⁾。

このように、古典的な医学的治療と、Jerôme Coffetteによつて「その身体への処置による人間の医療外の変容をもたらず技法や技術」と定義される人間改良技術とを区別することは困難である⁽²⁾。医療とは異なり、人間改良技術は「正常な状態の復元ではなく、超正常的な状態、つまり

人々の——より美しく、より強く、より賢く等々の——多様な要求に答えると思なされる改変された状態を作り出すことである」。彼によれば、「医療は『マイナス』を減らす⁽³⁾が、……人間改良技術は、それが現実であれ幻想であれ、『プラス』を付与することを試みている」。とりわけ人間改良技術は避妊技術を含んでおり、そうした技術は何らかの疾病を治療するわけではなく、性を解放するものであり、また、不妊症の治療ではなく、生殖能力のない人々にそうした能力を与えることで一時的に不妊症を治す生殖補助医療も含まれる。要するに、現行の法制度は、美容外科のような治療目的に属さない特定の医療技術の利用ばかりでなく、一定の人間改良技術を承認している。したがって、法は原則として人間拡張に敵対的な立場を取つてはいないと判断することができる。

個人を保護する必要性がある。法はすでに治療目的ではない一定範囲の人間拡張を認めているものの、そのような法に従う者であっても健康リスクに晒されているからである。したがって、そのような人々を保護する必要性は明らかである。人間のパフォーマンス向上技術は、結果的に実際の効果なく、健康への副作用だけをもたらす恐れがある。最も厄介な不安は、生命倫理法改正に関する二〇一〇年の

報告が示しているものであるが、それは「個人が試験や体力測定の際に短期的な結果に価値を見出しすぎており、長期的な健康を犠牲にすることである」⁽¹⁴⁾。同報告によると、一定の増強は障害をもたらす恐れが現にある。例えば、記憶増進は記憶の混乱の原因となり、脳が要求に応じて適切な情報を選別することを妨げる恐れがある⁽¹⁵⁾。さらに以下のような例を挙げることができる。北京ゲノム研究所は極めて知能指数の高い人々の DNA を解析することで個人の IQ の向上に取り組んでいるが、そのことが当人の幸福に貢献するとは限らない。時に過剰な知性はハンディキャップとさえ感じられるからである⁽¹⁷⁾。加えて、Bernard Andrieu は、個人による人間拡張が「通常の身体感覚によって生物学的な身体を自己認識すると同時に、科学技術で拡張される主体として自己に対する「重参照」が生み出すことによつて、アイデンティティに係る問題を引き起こすと指摘している⁽¹⁸⁾。個人の人間拡張の危険としては、他にも不平等をもたらす自由を害するリスクがある。パフォーマンス信仰に支配された社会では、誰もがその身体能力及び認知機能を高めることを望むが、最も裕福な者だけしかそうすることは出来ず、不平等は増大するばかりである。二〇〇三年には、アメリカの Leon Kass を委員長とする生命倫理

に関する大統領委員会が、生命科学のユートピアに反対し、ポストヒューマニズムの夢を批判する報告書を発表した⁽¹⁹⁾。「生命科学によつてアップデイトされた『貴族制』という厄介なものが登場する恐れがあり、現在のビジネスのやり方はその流れに完全に合致している」⁽²⁰⁾。片腕に埋め込んだ電極を介して自身の神経系をコンピュータに接続したことでサイボーグとして知られる Kevin Warwick も、このことについては非常に「つきり」と「この技術は我々の期待を裏切る恐れがある。それは我々が技術と一体化しない限りにおいてではあるが。人間にとどまると決断し、自身を向上させることを拒否する人々は、深刻なハンディキャップを抱えることとなるだろう。そのような人々は亜種に転落し、未来のチンパンジーとなつてしまふ」と述べている⁽²¹⁾。我々はまさに警告されているのだ！ 個人の人間拡張と結びついた危険を前に、法は無力なのだろうか？

2. 人間拡張から人間の権利を保護するための既存の手段
行き過ぎた人間拡張を食い止めるためにはどのような法的リソースがあるだろうか？ 何よりもまず、個人の人間拡張とそれをもたらす危険が大きいにもかかわらず、法的手段は乏しいと思われる。一方では、多くの法学者が関心

を寄せているとはいえず、⁽²²⁾ 拡張された人間はいかなる法的地位にもない。他方で、先に見た通り、立法府は今や治療目的とは別のさまざまな目的のために医療技術を用いることを認めている。しかしよくよく考えてみると、一定の規定を厳格に適用し、現在ある一定の原理を積極的に適用することは、我々からすれば、人間拡張から人間の権利を十分に保護し得るように思われる。

医療倫理は人間改良技術と相容れないものと思われ、⁽²³⁾ 人間改良技術の発展に対しては確実にブレーキをかけなければならぬ。この点について二〇一〇年の生命倫理法改正に関する報告書は、⁽²⁴⁾ 医師が患者の治療目的に専念しなければならぬとする義務と、医師が正当化できない危険を冒すべきではないとする義務をそれぞれ示す二つの明確な規定に言及している。一つ目の規定は公衆衛生法典R. 四一二七―八条二項であり、これによれば、医師は「精神的支援の義務に加えて、処方及び診療行為を治療の質、安全性並びに効能が必要なものだけに限定しなくてはならない」。二つ目の規定は同法典R. 四一二七―四〇条であり、「医師は、自らが診察や処置を行うとき、並びに治療行為を指示するとき、患者を正当化できない危険に晒してはならない」と規定されている。

基本的権利と生命倫理法の基本的原理も同様に、個人の人間拡張が逸脱する虞に対する防波堤となる。⁽²⁵⁾ 人間の本来の性質に由来する平等と尊厳は、筋肉と機械のハイブリッド化がもたらし得る人間の物化を防いでいる。さらに、民法典一六条の規定する人の優越性 (*Primauté de la personne humaine*)、さらに一六一―一条が規定する人体の尊重や人体の不可侵性・非財産性は、非常にラディカルな人間拡張の企てを阻止することとなる。さらに、生殖補助医療や避妊治療は既に治療として位置づけられているが、これと同様に他の人間改良技術も治療と同一視されるようなことになれば、公衆衛生法典L. 一一一〇―一条が規定する医療アクセスの公平原則と、同法典L. 一一一〇―三条並びに欧州人権条約一四条が規定する非差別原則に基づいて、これらの技術への公平なアクセスを保障しなくてはならないこととなる。

個人の人間拡張の危険について言及する際に、Hans Jonasがその著書『責任という原理：科学技術文明のための倫理学の試み』の中で明らかにした予防原則について考えざるを得ない。⁽²⁶⁾ 環境法典L. 一一〇―一条によって認められたこの予防原則は最悪の事態に備えるものであり、責任観念が中心をなす医療倫理を再構築するために、公衆衛

生法と生命倫理法によっても同様に用いられ得る。予防原則の再評価は、個人の人間拡張の規制だけでなく、さらには人類の品種改良の規制までも認めるだけに、一層興味深いものとなるだろう。

B. 人間の権利の保護と人類の品種改良

個人単位でなされる一定の人間拡張は、人類の品種改良全体にわたって貢献することもできる。非常に目を引くような、言い換えると、ほとんど三面記事扱いされた最近のある実験が、このことを明らかにしたばかりである。「中国のフランケンシュタイン」⁽²⁷⁾とマスコミが呼ぶ、研究者・賀建奎は、二〇一八年暮れにCRISPRを用いて遺伝子操作した双子を誕生させた⁽²⁸⁾。しかし、上述の実験と同様の倫理的問題を生じさせることもなければ、非難されるような目的を追求することない広く普及した技術が、個人単位の間拡張と人類の品種改良の関係をうかがわせている。とりわけ着床前診断を思い浮かべることができ⁽²⁹⁾。

しかしながら、フランスの現行法はどちらかと言うと人類の改良に反対の態度を採っているように思われる。トランスヒューマニズムを人類の新たな時代と捉え、科学技術だけを信奉する人々がいる時代ではあるが、我々が考える

ほどフランス法は寛容ではない。一部の人々には気の毒だが、人類の改良はフランス法に歓迎されるものではなく、一定の行為の実施を禁じることで進歩を限界づけようとしている。オビエド条約一三条をざっと読むだけでそのことはすぐわかる。「ヒトゲノムの修正を目的とする介入は、予防的、診断的、或いは治療的目的に限定されるのであって、次世代以降のゲノムの改変をもたらす目的でない場合にのみ行うことができる」。現代のフランス法は、現代の科学技術の傲慢さの監察官としての役割を担っており、一定の医療倫理に反する行為を違法行為にさえしている。

人類の完全性を立法府は考慮している。民法典二一四一条は、「何人も人類の完全性を侵害してはならない」と謳うことから始まり、「人の選別を推し進めることを目的とするあらゆる優生的行為」だけでなく、「生きている者であれすでに死亡した者であれ、その者と遺伝子上同一の子どもを出生させるための介入」も禁止している。最後に、「次世代以降を改変するための遺伝形質のいかなる作り変えも行つてはならない」と付け加えている。この規定は完全に明確でわかりやすい。種は改変されるべきではないのだ。

さらに、人類に対する罪によって非常に厳しい制裁を加

えて禁止することは、人間の品種改良に対して法が敵対的なことの明らかな証拠である。刑法典は、以下の通りの個別の規定を設けている。生殖目的のクローン⁽³⁰⁾と優生主義⁽³¹⁾は、二〇〇四年以降、三〇年の拘禁刑と七五〇万ユーロの罰金が科せられる人類に対する罪を構成している。

法が人類の増強に関してどのような態度をとるべきか躊躇っているのは、現世代が責任を負っているであろう将来世代に対して、配慮が一層なされるようになってきていることに関連している。その内容はなお不明確であるが、人類全体に関わる種の増強という概念は、人類の改変の禁止の根拠を明確化させる模索のための手がかりを示している。さらに、ある権威ある見解が、法は種の改変に好意的ではないという主張の拠り所として引用され得る。「死すべき状態は公序である」という〔民法学の泰斗である〕Carbonnier教授の主張に基礎を置いている⁽³²⁾。この主張については多様な解釈があるにせよ、あるいはあるからこそ、このフレーズをここで引用する意義があった。

結局、これまでのいくつかの考察には、現在の法と将来の法とSFとイデオロギーに則った行動の交叉点において、思いがけない利点がある。これらの考察は社会の変化にお

いて法の果たす役割を想起させる。個人の基本的権利と人類の完全性の両者を法学者が留意する限り、バイオテクノロジーの生み出す行為に社会が完全に付いて行けなくなることはない、と期待し得る。

II. 人間拡張時代におけるポストヒューマンの権利の保護

人間拡張時代がいくつかの段階から成っているということは看過し得ない。人間の後にトランスヒューマンが到来し（既に到来している？）、トランスヒューマンの後にポストヒューマンが到来する（本当に到来するのか？）。Bernard Baetchiはこう強調する。「つまり、トランスヒューマニズムとは、我々人間のパフォーマンスや能力を増強するだけでなく、人間の本性をも変えてしまうことなのである。それは、ヒューマン・エンハンスメントの単なる一類型ではなく、言うなれば、やがてポストヒューマンの出現によって頂点に達することとなるものの自体の完全な実現なのである⁽³⁴⁾」。

ところで、たとえ今のところポストヒューマンが絵空事だとしても、予行演習をしておく必要性から、ここではポ

ストヒューマンがあたかも存在するものとして論ずるべきだろう。以下の問いに答えるべく、こうしたSF法学としての特別な頭の体操を始めることとする。ポストヒューマンはいかなる権利を有するのだろうか？

まずはじめに、以下のような新たな問いかけに応答することとしよう。(A) ポストヒューマンであっても人間なのだろうか？ 次いで、(B) 古典的な人権がポストヒューマンには適用されないことに触れることとする。

A. ポストヒューマンであっても人間なのか？

人間なのか、それとも人間ではないのか？ ポストヒューマンに関しては、二つの根本的に異なった捉え方が存在している。第一の捉え方は、ポストヒューマンは最早人間ではなく、人間の時代が終わった後に登場する別のものと考えるものである。こうした考えにおいては、Gunther Anders が人類以前の時代と人類以後の時代とを比較している。「我々が生み出された人類以前の世界は、完全に野性が支配する世界であり、我々がまさに到達しようとしている人類以後の世界はすべてのものを道具化してしまう世界である。人間は、(少なくともこれらのネガティブ「非」な性質という点で共通している) 非人間的

な二つの世界の間奏曲としての特徴を有するように思われる⁽³⁵⁾。その他の研究者らも、ポストヒューマン、つまり「来る野蛮性」を警戒し、「これは(中略) トランスヒューマニズムが予見し、備え、そして同時に求めてもいる人間の終わり、つまり Marie-Jean Sauret の言うところの『人類学的突然変異』である」と警告する Christian Godin にならって、この問題意識を共有している。これに対して、第二の捉え方は——どちらかと言えばトランスヒューマニストの捉え方であるが——、第一の捉え方とは逆の主張をしており、ハイブリッド化し変化した新たな人間の創造を進化の論理的帰結と考えている。

人か物か？ ポストヒューマンの性質は不明確であるが、それでも法はこれを評価し、どちらかを選択しなくてはならないだろう。ここでは、法が現時点では人対物という最上位の区分に基づいていることを思い起こす必要がある。ところで、人間と機械のハイブリッド化はこのような数百年来の伝統的な人と物の区別を大きく変化させる。体の一部が機械であるようなポストヒューマンは、哲学的観点からは本当の人間として捉えることはできないが、法的にはフィクションに依拠して人と見做されることとなる。たしかに、人間に装着され一体化した機械的なパーツは、原則

として人間を規律する法制度に則るべきこととなろう。そこで、これらの機械的なパーツは、人工的なものであるにもかかわらず、物というカテゴリには属さず、人体と一体化していることで人の性質を獲得するか、あるいは与えられた用途の故に人の性質を獲得することとなろう。一九八五年交通事故法が生み出し、これについて Xavier Labbe が明快な説明を与えた、義肢に関する法スキームがこのような結論を引き出すことを可能にした⁽³⁸⁾。しかし、この論理は「従物は主物に従う」という法諺が適用される場合にしか通用しない⁽³⁹⁾。言い換えると、人工的なパーツが人と同一視され得るのは、本来のパーツ、つまり肉体にとって従物であり続ける場合においてのみである。ところで、サイボーグのようなハイブリッド化され組み立てられた新たな存在を前にして、肉体と機械のどちらがどちらの役に立つのかを問うのは、至極当然のこととなる。

ロボットについてはどう考えるべきだろうか？ ロボットやとりわけアンドロイド、つまりポストヒューマンの種類を増やし得るような、人間をイメージして作られたロボットについてはどうだろうか？ ロボットには法的人格が与えられるべきだろうか？ 二〇一七年二月一六日欧州議会の決議から明らかのように、すでに一部の人々はこれ

らについて検討している。同決議は、「少なくとも最先端の自律型ロボットが、第三者に対して被らせたあらゆる損害を賠償する義務を負うといった責任能力を持つ電子人間 (personnes électroniques) として見做され得るために、ロボットに対する特別な法的人格をいずれ創設すること」を検討し、「自律的に判断を下すことができる、あるいは独立して第三者とコミュニケーションを取ることができるあらゆるロボットに電子人格 (personnalité électronique) を授けることも考えられるだろう」と考察している⁽⁴⁰⁾。しかしながら、この計画は「法秩序と社会秩序において深刻な問題をもたらすとしか考えられない怪物を生み出す構想」であるとして、学説から批判されている⁽⁴¹⁾。

結局のところ、恐らく人間性を特徴付け、人権を基礎付ける尊厳によつてすべては解決されるだろう。それでもポストヒューマンは尊厳を持つのだろうか？ David Le Breton はそうは考えていないようである。というのも、彼によれば、「トランスヒューマニズムを信奉する勢力は、サイバネティクスと情報パラダイムの思考に従っており、彼らは人を操作可能なデータの集合体に限定することであらゆる道徳を解体して、平等あるいは尊厳のような概念を排除してしまう。彼らの人間論はデータ化を通じて人間の

各構成器官の物理学を展開させている」からである。⁽⁴²⁾

B. 古典的な人権がポストヒューマンに適用されないこと
 ポストヒューマンの人間性については依然として不確定さがあり、彼らを法的人格と捉えるにはかなりの法的想像力を働かせる努力が必要である。とは言い、一度この努力が実を結ぶと、いかなる権利が彼らに付与されるのかが問題となり得る。ここでのアプローチは、法人の権利や、動物の権利——仮にそのような権利を認めるとしたら——に關する見解を導くものと多かれ少なかれ同じものになる。しかしながら、研究の範囲を限定するために、我々は主要な人権からのみ議論することとする。

おそらく、人権の時代遅れというものが、従来の人間像の時代遅れと対応するだろう。この問題に関する研究において、Christian Godin は、ポストヒューマニズムのイデオロギーは「人権のイデオロギーと根本的に対立する」という考えを支持している。⁽⁴³⁾彼の主張からは、今日我々が享受している自由、平等あるいはプライバシーが、ポストヒューマンにとっては実際の価値がないことが導き出される。まず、自由は、科学技術がありとあらゆるところに姿を現し、それが規範になり代わっている世界においても、

依然として何らかの意義を持つのだろうか。Christian Godin は、「科学技術至上主義的運命論 (necessarisme technoscientifique)」が支配する社会においては、⁽⁴⁴⁾ 真の自由は存在しないものと考えている。彼は、スポーツ選手が、その者をとりまくすべてのものによってドーピング行為を強いられ、そのかさされるが故に、最早ドーピングをしない自由を持っていないという例を挙げている。実際に、ポストヒューマンの出現によって、それは最早自由の有無を論じる次元の問題ではなく、新しい社会的決定論に従わざるを得ないことの問題である。

小説『すばらしい新世界』の中で、作者の Aldous Huxley は、登場人物の一人である孵化・条件づけセクターの所長に、このパラダイムシフトを鮮明にするセリフを言わせた。『そこで、幸福と美德の秘訣は、行為を強いられることを受け入れることである。およそ条件づけの目的は、そのようなことなのだ。すなわち、逃れることのできない社会的な運命を、人々に好んで受け入れるようにさせることである』、と所長は勿体ぶって言った。⁽⁴⁵⁾

ポストヒューマンに関するこうした捉え方は、労働分野においても顕著な影響をもたらす。というのも、ポストヒューマン自身が特定の職務を遂行するために設計され作

り出されたと自覚している場合には、各人の「職業選択の自由に関する権利」を保障する世界人権宣言二三条は意味をなさなくなるからである。⁽⁴⁶⁾ そうなると平等も全く意味をなさなくなる。平等と相容れない「増強された」貴族制を生み出すことのリスクについては既に上述した通りである。Xavier Boy はこの点について、「カーストとスーパーマンの社会」の構図を見通している。⁽⁴⁷⁾ そして、プライバシーはすでに、人間的要素が尚残っている知性であっても、また実際にポストヒューマンの知性であっても、あるいは完全に人工的な知性であっても、およそ知性のネットワークの存在とはほとんど相容れない。

結論としては、ポストヒューマンの到来が人権を導く諸価値の完全な変質をもたらし得るということを強調できるだろう。生命に関する権利と身体的完全性に関する権利が部分的に時代遅れとなることは、この激変を特に鋭く示している。これら二つの権利が完全に消滅することはないかもしれないが、不死、非肉体化、マインド・アップロード（あるいはフランス語で言うところの精神転送 (le téléchangement du cerveau)）といった新たな願望を考慮するためには、何らかの大幅な修正がなされなくてはならないだろう。⁽⁴⁸⁾ いずれにせよ、これが Richard Morgan の小

説『オルタード・カーボン』⁽⁴⁹⁾ から導き出されるであろう結論である。主人公の Takeshi Kovacs は数十年にわたって特殊な禁固刑を課されている。彼は皮質デバイスを埋め込まれており、出所してようやく新たな肉体を手に入れることができたのである。彼の雇い主である Bankroft は、いわば不死身であり、皮質デバイスを破壊してもクラウド保存されているため、殺すことはできない。彼が Takeshi に説明するところによると、バックアップは四八時間ごとに、アルカトラズにあるサイカセック社の施設内で保管されているデバイスに転送されているのだ。⁽⁵⁰⁾

死への回帰だろうか？ 確かに尊厳死や安楽死の権利を求めて戦う人々がいる。そういった状況の中で、不死の権利、非肉体化の権利、精神転送の権利について真剣に語ることは当惑させるものかもしれない。いずれにせよ、それらの権利は遠い先の空想的な展望として現れるに過ぎない。ポスト・ヒューマニズムの最も熱心な提唱者らが未来予測を行い、わたしたちはこのようにしなければならぬのだ、という仕方で主張を行っているにも関わらず、⁽⁵¹⁾ そのような主張が未だ観念に過ぎず、現実ではないということを、このことは我々に思い起こさせる。

- (一) 1) 6 問題に關しては B. CLAVERIE, « De la cybernétique aux NBIC : l'information et les machines vers le dépassement humain », *Hermès, La Revue*, vol. 68, n° 1, 2014, p. 95-101, 44 卷 1 号 95-101 頁。
- (二) E. PERRIN-HUISMAN, « Humain augmenté, humain diminué ? », *Raison présente*, vol. 205, n° 1, 2018, p. 7-9.
- (三) エドモン・ユル・ド・ラ・シエール博士の「生命の増進と減少に関する問題」について L. FRUPIAT, « L'amélioration technique de l'être humain : introduction aux différents courants du débat », *Journal International de Bioéthique*, vol. 22, n° 3, 2011, p. 33-50.
- (四) A. de VILLIERS DE L'ISLE-ADAM, *L'Ève future*, Bibliothèque-Charpentier, Eugène Fasquelle éd., 1909 (nouv.éd.).
- (五) M. DERIAN, « Le transhumanisme : incarnation de l'hypermodernisme ... ou fuite en avant fantasmatique ? », *Connexions*, vol.110, n° 2, 2018, p. 73-86.
- (六) M. MEYER, « Bricoler, domestiquer et contourner la science : lessor de la biologie de garage », *Research*, vol. 173-174, n° 3, 2012, p. 303-328.
- (七) T. GRÜNDLER, « Le droit à la protection de la santé », *La Revue des Droits de l'Homme*, juin 2012, <http://revdhfiles.wordpress.com/2012/06/le-droit-c3a0-la-protection-de-la-sant3a9.pdf>, (2019-05-01).
- (八) E. KLEINPETER, « Présentation générale. L'homme face à ses technologies : augmentation, hybridation, (trans) humanisme », in E. KLEINPETER (dir.), *L'humain augmenté*, coll. Les Essentiels d'Hermès, CNRS Editions, 2013, p. 11 à 30, spéc. p. 16.
- (九) P.-Y. CUSSET, « Les technologies d'amélioration des capacités humaines », *Centre d'analyse stratégique. La note d'analyse*, décembre 2012, n° 310, p. 8.
- (十) 1) ショートランド博士「人工生命 V. GOURINAT, « Le corps prothétique : un corps augmenté ? », *Revue d'éthique et de théologie morale*, vol. 286, n° 4, 2015, p. 75-88, 44 卷 4 号 75-88 頁。
- (十一) P.-Y. CUSSET, *op. cit.*, p. 3 ; A. CLAYES (Pdt), *Rapport d'information fait au nom de la mission d'information sur la révision des lois de bioéthique*, Assemblée Nationale, n° 2235, enregistré à la Présidence de l'Assemblée nationale le 20 janvier 2010, v. p. 462, 466 et 467.
- (十二) J. GOFFETTE, *Naissance de l'anthropotechnie, De la médecine au modelage de l'humain*, Vrin, 2008, p. 69.
- (十三) *Ibid.*, p. 9.
- (十四) A. CLAYES (Pdt), *op. cit.*, p. 467.

- (51) *Ibid.*
- (52) U. GAUTHIER, « La fabrique des génies », *Le Nouvel Observateur*, 2 au 8 janvier 2014, n° 2565, p. 70-71 ; L. ALEXANDRE, « La Chine est ultratranshumaniste », *L'Express*, 7 février 2018, p. 12.
- (53) M. DE KERMADEC, *L'adulte surdoué. Apprendre à faire simple quand on est compliqué*, Albin Michel, 2011.
- (54) B. ANDRIEU, « L'homme hybridé : mixités corporelles et troubles identitaires », in E. KLEINPETER (dir.), *op. cit.*, p. 113 à 130.
- (55) President's Council on Bioethics, *Beyond Therapy: Bioethology and the Pursuit of Happiness*, préface de L. KASS, 2003.
- (56) *Ibid.*, p. 279-280.
- (57) Cité par C. BOLTANSKI, « Kevin Warwick, l'Homme Machinus », *Liberation*, n° 6528, samedi 11 mai 2002, p. 35-36.
- (58) X. LABBÉ, « L'homme augmenté », *D.*, 2012, p. 2323 ; A.-B. CAIRE, « L'Homme augmenté et le droit. L'éthique juridique entre Charis et Hubris », *Revue de la recherche juridique et du droit prospectif*, 2014-2, XXXIX, 152e numéro, p. 655 s. ; P. DEVOLVÉ, « L'encadrement normatif de la science », *RFDA* 2018, p. 487 ; J. LE GARS, « Homme augmenté, transhumanisme en embuscade », *Droit de la famille*, n° 6, juin 2018, p. 14.
- (59) J. GOFFETTE, *op. cit.*, p. 143.
- (60) A. CLAYES (Pdt), *op. cit.*, p. 471.
- (61) *Ibid.*, p. 472.
- (62) H. JONAS, Le principe de responsabilité : Une éthique pour la civilisation technologique [1979], trad. par J. GREISCH, coll. Champs Essais, Flammarion, 2013.
- (63) F. DE CHANGY, S. LEPLÂTRE et H. MORIN « La chute de He Jiankui, « Frankenstein » chinois », *Le Monde*, Science & Médecine, mercredi 6 février 2019.
- (64) A. VERGER, « Que savons-nous de Lulu et Nana, les premiers bébés CRISPR ? », *The conversation*, [https://theconversation.com/que-savons-nous-de-lulu-et-nana-les-premiers-bebes-crispr-107969], (2019-05-02) ; v. également, sur la modification du génome, M. MORANGE, « L'édition du génome », *Études*, vol. octobre, n° 10, 2017, p. 61-72.
- (65) P. LE COZ, « Le diagnostic préimplantatoire va-t-il améliorer l'espèce humaine ? », *La pensée de midi*, vol. 30, n° 1, 2010, p. 51-57.
- (66) Art. 214-2 du Code pénal
- (67) Art. 214-1 du Code pénal.

- (82) J.-C. GALLIUX, « La loi n° 2004-800 su 6 août 2004 sur la bioéthique », *D.* 2004, p. 2379 s. ; J.-F. SEUVIC, « Crimes contre l'espèce humaine, eugénisme, clonage reproductif, infractions complémentaires, article 214-1 à 215-4 du Code pénal », *RSC* 2004, p. 912 s.
- (83) J. CARBONNIER, *Droit civil. Introduction. Les personnes*, Thémis, PUF, 12e éd., 1979, n° 52, p. 235.
- (84) B. BAERTSCHI, « Human enhancement : les principaux enjeux éthiques. Une tendance irréversible ? », *Revue d'éthique et de théologie morale*, vol. 286, n° 4, 2015, p. 9-23.
- (85) G. ANDERS, *L'obsolescence de l'homme : sur l'âme à l'époque de la deuxième révolution industrielle* [1956], trad. par C. DAVID, Ivrea /Encyclopédie des Nuisances, 2000.
- (86) C. GODIN, « Le post-humain, la barbarie qui vient », *Cités*, vol.55, n° 3, 2013, p. 79-93. 後世 M.-J. SAURET, « Une mutation anthropologique », in X. LAMBERT (dir.), *Le Post-humain et les enjeux de siget*, L'Harmattan, coll. Ouverture philosophique, 2011, p. 27-36. 後世 M.-J. SAURET
- (87) Loi n° 85-677 du 5 juillet 1985 tendant à l'amélioration de la situation des victimes d'accidents de la circulation et à l'accélération des procédures d'indemnisation, *JO* 6 juillet 1985, p. 7584.
- (88) 一九八五年法に於ける補綴器具のスキームに関し
 後世 X. LABBÉE, « Le cyborg accidenté de la route », *Gaz. Pal.*, 24 janvier 2013, n° 24, p. 5 s. 後世 M.-J. SAURET
- (89) 法の倫理と生命 H. ROLAND, *Leurque juridique. Expressions latines*, Litec, 2010, « *Accessorium sequitur principale* », p. 3-4. 後世 M.-J. SAURET
- (90) Résolution du Parlement européen du 16 février 2017 contenant des recommandations à la Commission concernant des règles de droit civil sur la robotique (2015/2103 (INL)).
- (91) G. LOUISEAU, « La personnalité juridique des robots : une monstruosité juridique », *JCO* 2018, p. 597 ; F. ROUVIÈRE, « Le robot-personne ou Frankenstein revisité », *RTD Civ.* 2018, p. 778.
- (92) D. LE BRETON, « Le transhumanisme ou l'adieu au corps », *Ecologie & politique*, vol. 55, n° 2, 2017, p. 81-93, spéc. p. 83.
- (93) C. GODIN, « Que deviendraient les droits de l'Homme avec le posthumain ? », *Journal international de bioéthique et d'éthique des sciences*, vol. 29, n° 3-4, 2018, p. 154-169, spéc. p. 157.
- (94) *Ibid.*, p. 157.

- (45) A. HUXLEY, *Le meilleur des mondes*. Le livre de poche, 1974, p. 49-50.
- (46) C. GODIN, « Que deviendraient les droits de l'Homme avec le posthumain ? », *loc. cit.*, p. 159 : 「より、ロボットは特定のタスクのために作られたものであり、特定のタスクのために自らを作るであろうポストヒューマンも (...) の点ではロボットと何ら変わりないだろう」。
- (47) X. BIOY, « Quels droits de l'Homme pour l'humain 'programmé' ? », *Journal international de bioéthique et d'éthique des sciences*, vol. 29, n° 3, 2018, p. 109-125, spéc. p. 116.
- (48) 非肉体化やマインド・アップロードに関しては、とりわけ D. LE BRETON, *loc. cit.* が考察している。
- (49) R. MORGAN, *Carbone modifié*, Brangélonne, 2003.
- (50) *Ibid.*, p. 36.
- (51) Mark HUNYADI, *Le temps du posthumanisme. Un diagnostic d'époque*, Les Belles Lettres, 2018. 著者は「ポストヒューマンイズムの宣伝者」による「軽率な未来志向」を明らかにする (p. 28)。「未来に関して予測を行うことは、あらゆる未来予測と同じように、実は現在へと向けられおり、暗黙のうちにわたしたちはこのようにしなければならぬのだ」という意味を担っている。このようにして

規範的な関心に導かれて、未来予測を科学的な仮説に置き換えることには、明らかにいささかの科学的な一貫性のなさが含まれているのである。」(p. 37)。